ベトナム社会主義共和国 独立-自由-幸福

1648/UBND-KGVX

外国人の入国及びCOVID-19感染防止のための隔離の申請手続きを受理する行政機関の所掌事務の調整について

ハノイ市保健局、労働傷病兵社会問題局、外務局、観光局 首都司令部 公安局 各区・郡・町の人民委員会 御中

ベトナムへの渡航者を輸送するフライト運航活動に対する管理強化に関する2021年4月23日付け首相公電第540/CD-TTg号、COVID-19対策に関する政府常務会合におけるフック首相の結論に関する2020年7月12日付け首相府通知第238/TB-VPCP号、投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職である外国人の入国に対する支援に関する 2020年5月23日付け COVID-19 対策国家指導委員会文書第 2847/CV-BCD号、就労目的で入国する専門家に対する COVID-19 対策の強化に関する 2020年7月24日付け国家 COVID-19 対策指導委員会文書第3949/CV-BCD号、COVID-19感染防止のための入国者に対する管理の継続的な厳格実施に関する 2021年4月27日付け国家 COVID-19 対策指導委員会文書第3440/CV-BCD号に基づき、外国人専門家の受入れ及びCOVID-19 感染防止のための隔離に関する2020年6月4日付けハノイ市人民委員会文書第2205/UBND-KGVX号に続き、ハノイ市内の外国人の入国・隔離申請手続を受理する行政機関の所掌事務の調整に関するハノイ市保健局、労働傷病兵社会問題局と外務局の合同提言書第7525/TTr-LS:YT-LDTB&XH-NV号(2021年5月19日付け)を踏まえ、ハノイ市人民委員会は、各局、部門と関連機関に対し、対象者を正確に特定した上で市内の外国人の受入れ及びCOVID感染予防のための隔離プロセスを厳格に遵守するよう要請し、詳細は下記のとおり。

- 1. 社会労働傷病兵社会問題局は、就労目的で入国する投資家、専門家、高技能労働者(技術労働者)、企業管理者である外国人労働者及び投資家、専門家の家族(両親、配偶者と子ども)への入国許可を要請するハノイ市にある企業と組織の申請書類を受領し、同書類が条件を満たすかどうか、かつ規定に基づいた対象者であるかどうかを確認した上で、審査を行う。ハノイ市COVID -19対策指導委員会が入国を検討、許可するために当該企業・組織が提出した申請書類とともに文書を同委員会に提出する(同委員会の常務委員である保健局を通じ行う)。書類の審査期間は当該企業・組織から書類を十分に受領した日から5営業日とする。
- 2. 外務局は、在ベトナム外交団、国際機関、国際非政府組織、海外報道機関の代表事務所で勤務する外国人と外交官の家族(両親、配偶者と子ども)への入国許可を要請するこれらの機関・組織の申請書類を受領し、規定に基づいた対象者であるかどうかを確認した上で、審査を行う。ハノイ市COVID-19対策指導委員会が入国を検討、許可するために当該機関・組織が提出した申請書類とともに文書を同委員会に提出する(同委員会の常務委員である保健局を通じ行う)。書類の審査期間は当該機関・組織から書類を十分に受領した日から5営業日とする。
 - 3. 保健局は下記の業務を行う。

- ・労働傷病兵社会問題局、外務局及び人道支援対象者、学生、生徒の文書、国家COVID-19 対策指導委員会又は首相府と外務省の入国許可文書及び国家COVID-19対策指導委員会に より入国許可を委任された特別なケースの文書を受領すること。書類の審査期間は市COVID-19 対策指導委員会が当該機関と関係者から書類を十分に受領した日から5営業日とする。
- ・保健局長(市COVID-19対策指導委員会副委員長兼任)は、入国者リストと国家COVID-19対策指導委員会、保健省と市人民委員会の規定に基づいた隔離措置を許可することとする。
- ・当該外国人の入国を受入れる機関、組織、企業、学校法人が情報を把握し、実施するため、結果の通知文書(入国者リストと国家COVID-19対策指導委員会、保健省と市人民委員会の規定に基づいた隔離措置の許可文書)を労働傷病兵社会問題局と外務局(申請書類の受付窓口)に送付する。
- 4. ハノイ市にある機関、組織、企業、学校法人、外交団と海外報道機関の代表事務所は、市で就 労又は学習することを目的とする外国人への入国許可を要請する場合、下記の手続きを行う。
- ① 上記1、2、3に規定している所掌に沿って、労働傷病兵社会問題局、外務局、保健局に入国・ 隔離に関する申請書類とともに必要な書類を送付するとともに、下記の責任を負う。
- ア 入国者が入国日の3日から7日間前、REALTIME-PCR検査を受けること(政府の承認を得た、又はWHOが管理する検査施設で受けること)。
- イ 外交官、投資家、専門家、高技能労働者(技術労働者)、企業管理者、学生、生徒及びその家族(両親、配偶者、子ども)のCOVIDV-19対策の実施と安全を確保すること。
- ウ 当該外国人がCOVID-19に感染した場合に必要な全ての治療費を支払うこと(当該者が国際保険機関に加入しない場合)。
- ② 入国者リストに対する市COVID-19対策指導委員会の承認を得た場合、入国手続きに関する案内について公安省入国管理局まで、規定に基づいた隔離措置の実施について入国する地方省の人民委員会(他の地方省に入国する場合)、保健局、区・郡・町の人民委員会、集中隔離施設まで主体的に連絡する。
- 5. 集中隔離施設が設置される区・郡・町の人民委員会は、責任をもって、規定に沿った隔離プロセスを遵守するよう隔離施設に指導し、規定に沿った引渡し、受入れ、居住地での隔離への監視を行うため、集中隔離期間満了2日前に文書をもって外務局、労働傷病兵社会問題局、区・郡・町の人民委員会と関連機関に連絡する。
- 6. 同文書に言及されなった事項について、引続き外国人専門家の受入れ及びCOVID-19感染防止のための隔離に関する2020年6月4日付けハノイ市人民委員会文書第2205/UBND-KGVX号に従って行われる。
- 7. 保健局、労働傷病兵社会問題局、外務局委は各分野における入国許可及びCOVID-19感染防止のための隔離に関する個人と組織の要請への対処ガイドラインと受入れプロセスを策定し、 当該個人と組織に伝達する。

ハノイ市人民委員会は、各局、部門、区・郡・町の人民委員会及び関連機関に対し、上記の事項を厳格に遵守することを要請する。